

(別 紙)

答申第153号

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成24年10月23日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「情報公開をすれば、用地交渉をしない規程を開示して下さい。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成24年11月6日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書を作成又は取得していないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成24年11月14日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

#### 4 諮 問

平成24年11月28日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

情報公開をすれば、用地交渉をしない規程の不開示決定処分の取消しを求めます。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

私は再々、用地交渉を要求したし、当時、〇〇〇〇所長、次長、課長3人が来家さ

れ、裁判の結果の謝罪、用地交渉の早期の再開を依頼され快く了解したが、その後〇年〇ヶ月も来なかった理由は必ずあるはずである。再度捜して開示して下さい。

#### **第4 実施機関の説明要旨**

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求の趣旨は、条例に基づく行政文書の開示請求が行われた場合に、当該開示請求を行った者に対して用地買収交渉を行わない旨を定めた法令並びに本県の条例、規則及び要綱等の開示を求めているものと解された。

行政文書の開示請求の制度趣旨は、県民に情報等提供することで県がその説明責任を全うし公正で開かれた県政を推進するため、何人も県に対しその保有する行政文書の開示を請求することができるというもので、一方、用地買収交渉は公共事業に必要な土地を取得するために、実施機関と当該土地の所有者等との間で行われる交渉である。

用地買収交渉を実施する際に準拠するものとしては、用地事務処理要領（昭和49年4月1日監第19号）、用地事務処理要領細則（平成21年3月31日用対第163号）等、種々の文書があるが、そのいずれにも、実施機関に対して行政文書開示請求を行った者について、その者を相手方とする用地買収交渉を行わないことを定めたものはない。

行政文書開示請求と用地買収交渉は、その目的を異にしており、相互に関連を有するものではなく、行政文書の開示請求が行われた場合に、その事実が当該開示請求を行った者に係る用地買収交渉に何らかの影響を及ぼすことはない。したがって、県ではそのような法令等を策定しておらず、また、策定を義務付けられているものではない。

以上のことから、条例に基づく行政文書の開示請求が行われた場合に、当該開示請求を行った者に対して用地買収交渉を行わない旨を定めた法令並びに本県の条例、規則及び要綱等を作成又は取得することはない。

よって、本件開示請求については、請求に係る文書の不存在を理由に不開示としたものである。

#### **第5 審査会の判断理由**

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### **1 基本的な考え方**

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣

旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

## 2 行政文書の不存在について

異議申立人が、「情報公開をすれば、用地交渉をしない規程」の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているの、以下検討する。

異議申立人が開示を求めているのは、条例に基づき行政文書開示請求を行った者について、その者を相手方とする用地買収交渉を行わないことを定めた法令及び本県の条例、規則、要綱、要領、内規、通知等であると解される。

もとより、行政文書開示請求は、県の説明責任が全うされるよう、条例により、実施機関が保有する文書の開示を求めることができるものである。また、用地買収交渉は、実施機関が公共事業に必要な土地等を取得するに当たって、当該土地等の所有者等との間で行われる任意買収を前提とした交渉である。

実施機関の説明によると、用地買収交渉を実施する際に準拠するものとしては、実施機関が制定した用地事務処理要領（昭和49年4月1日監第19号）、用地事務処理要領細則（平成21年3月31日用対第163号）をはじめ、種々の要領、通知、マニュアル等の文書があるが、そのいずれにも、異議申立人が開示を求めるようなものは存在しないとのことである。また、当審査会の事務局職員が実施機関の保有する用地事務に係る文書を見分したところ、異議申立人が開示を求めるような文書は確認できなかった。

そもそも、何人も、請求の理由や利用目的を問わず、行政文書の開示請求権を認めるといふ条例の趣旨に照らすと、行政文書開示請求を行ったことを理由として、開示請求者が不利益を被る等の何らかの影響を受けることはあってはならない。したがって、行政文書開示請求を行った者について、その者を相手方とする用地買収交渉を行わないことを記載した文書が存在するとは考えられない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする実施機関の説明は是認できるものと判断する。

## 3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

### 審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成24年11月28日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成25年 1月 7日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成25年 8月28日 (第166回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成25年 9月24日 (第167回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成25年10月 2日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いしだひでじろう 石田榮仁郎	近畿大学名誉教授（憲法）、弁護士	会長代理
いるめよしお 以呂免義雄	弁護士	
ちはらみえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	
みなみがわ あきひろ 南川 諦弘	大阪学院大学教授（行政法）、弁護士	会 長